

学校教育目標 『命を大切に、たくましく生きる心豊かな生徒の育成』
○進んで学ぼう ○強い体力をつくろう ○礼儀を守り、責任をもとう



保護者・地域とともに

令和8年度 5月発行 吹田市立第六中学校 吹田市穂波町16番1号
電話:6386-0812 FAX:6386-4815 HP <https://www.suita.ed.jp/school/jhs/05-dairoku/>

六中だより



【HP用QRコード】

『雲外蒼天(うんがいそうてん)』

新緑が鮮やかさを増し、校庭にも爽やかな風が吹き抜ける季節となりました。六中生の表情にも、4月の緊張が少しずつ和らぎ、学級や部活動でのつながりが深まりつつある様子が見られます。新しい環境に慣れようと、それぞれが懸命に取り組んできた1か月だったことでしょう。

さて、皆さんは「雲外蒼天(うんがいそうてん)」という言葉を知っているでしょうか。この言葉は、雲の上にはいつも青空が広がっているという意味で、困難の先には必ず明るい道が開けるという意味の言葉です。皆さんがこれからの学校生活で向き合うさまざまな課題に対して、この言葉が心の支えとなればと願っています。

学校生活では、思い通りにいかないことや、努力してもすぐに結果が見えないことが多くあります。学習においても、部活動においても、友達との関係においても、時には立ち止まりたくなるような「雲」に覆われる瞬間があるかもしれません。しかし、その雲は決して永遠に続くものではありません。自分にできることを一つずつ積み重ね、周囲の人の力を借りながら前に進んでいけば、必ず視界が開ける時が訪れます。

本校の学校教育目標である「命を大切に、たくましく生きる心豊かな生徒の育成」には、日々の学習や生活の中で困難に向き合いながらも、自分と周囲の人を大切に、前向きに歩み続ける姿を育てたいという願いが込められています。「雲外蒼天」の精神は、この教育目標とも深くつながっています。困難に直面したときこそ、自分の命や心を大切に、仲間と支え合いながら乗り越えていく力が育まれます。

また、周囲の人に対して温かいまなざしを向けることも、雲を晴らす力になります。友だちが悩んでいる時に声をかけたり、誰かの努力を認めたりすることは、相手だけでなく自分自身の心も明るくしてくれます。学校は、一人ひとりが支え合いながら成長していく場所です。互いを思いやる気持ちが広がれば、学校全体がより過ごしやすく、安心できる空間になっていきます。5月は、学習や行事が本格的に動き出す時期です。新しい挑戦に踏み出す人も多いことでしょう。どうか「雲外蒼天」の言葉を胸に、目の前の課題に向き合いながら、仲間とともに充実した日々を過ごしてほしいと思います。爽やかな青空のように、六中生の未来が明るく広がっていくことを願っています。

校長 橋本 道信

新年度になり、学校の様子も少し緊張がほぐれ、子どもたちの本来の明るさが出てきました。今年度も持ち上がりで3年生の学年に所属させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

4月の初めに3年生の授業で私の人生のモットーについてお話させていただきました。私のモットーは『ENJOY』をかかげています。どうせやるなら楽しい方がいい!と学生時代から様々な取り組みで思っていました。きっと、生徒の皆さんも同じ気持ちかと思います。しかし、新年度になるとクラスが変わったりして仲のいい友達と離れてしまったり、しゃべったことのない人と同じクラスになったり…そんな中でも、どうやったら楽しめるのか。新しく人間関係をつくらしたり、マイナス発言をしないようにしたり、クラスを盛り上げることでできるリーダーとなったり…色々方法があるかと思います。特に3年生の皆さん。1年後にはみんなバラバラの進路を進むこととなります。今年中学最後のクラス。どう楽しむかは君たち次第です。1,2年生も新しい環境となり、今、頑張ろう!と思っているところだと思います。環境は自分たちで変えられます。良い環境をつくることのできる力をつけてほしいなと願っています。

首席 久松 真由子

【今後の予定】 ※あくまで現段階での予定です。変更があることをご了承ください。

【5月の行事予定】	【6月の予定】
1日(金) 一次検尿②	2日(火) 心臓二次検診
7日(木) 内科検診(2-3・4・5)	3日(水) 1年生 歯科検診
8日(金) 集団下校訓練	5日(金) 再検尿②
11日(月) 生徒総会	11日(木) 2年生 歯科検診
12日(火) 耳鼻科検診	15日(月) 期末テスト
14日(木) 中間テスト	学校徴収金(第1期)再振替日
15日(金) 中間テスト	16日(火) 期末テスト
18日(月) 教育実習開始(~6/5)	18日(木) 3年生 歯科検診
19日(火) 3年全国学力テスト(話すこと)	19日(金) 尿検査最終
20日(水) 45分×6時間授業	23日(火) 3年生 修学旅行(~25日(木))
21日(木) 眼科検診	25日(木) 学校徴収金(第2期)口座振替日
再検尿①	
25日(月) 学校徴収金(第1期)口座振替日	
29日(金) 1年生 校外学習	
2年生 校外学習	

テストって何のためにやるんだろう?

名前は『雄佐六』
『おさむ』って読みます。
1年生のみんな
よろしくね!!

中学校で初めての
校外学習
思い切り楽しもう!!

※ 4月学校だよりにてお伝えしておりました年間行事予定の日程に誤りがございましたので、以下の通り訂正のほど、よろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

誤 1月7日(木)3学期始業式 → 正 1月8日(金)3学期始業式

誤 1月8日(金)3年実力テスト → 正 1月12日(火)3年実力テスト

【表彰】

陸上部

●令和7年度吹田市長杯旗争奪 駅伝競走大会

中学校男子の部 準優勝

●第57回大阪府市町村対抗駅伝競走大会

ジュニア男子の部 第六位 吹田市 A 記録 1:10:28

【教職員研修について】

今年度も、教員自身の授業力向上のための研修を実施していく予定です。教員研修がある日については、45分×6限(5限)の日程となります。学校だより等で日程をお伝えする予定ですのでご確認ください。

私たち教職員のスキルアップが、子どもたちの成長につながると信じ、様々な学びを進めてまいります。生徒たちが成長できる授業、クラス運営、教職員としての資質向上に向けての取組となりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

【交通事故の未然防止】

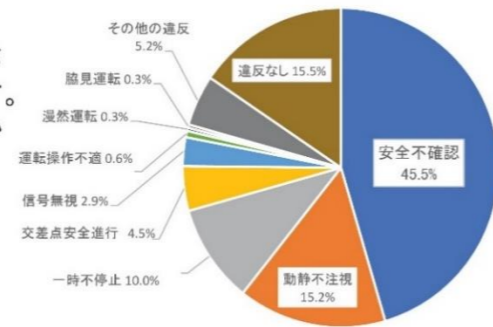
4月から自転車のルールが見直され、新たなルールでの生活がスタートしました。中学生の皆さんの交通事故で一番多いのが『自転車乗車中』です。中学生である皆さんは移動手段として自転車を選ぶことが多いのではないのでしょうか。そんな皆さんが交通事故を未然に防ぐためには、交通事故に対する知識が欠かせません。以下に大阪府警より提供いただいた資料を載せています。少しでもいいので目を通しておいってください。知ることで防ぐことができる。知識を得て、自分や大切な人を守りましょう。

交通安全教育(中学生用)

生徒に自転車の交通安全指導を行い、交通事故防止に努めてください。

特に、自転車通学者に対しては、交通安全講習の受講を条件として自転車通学を認めるなど、登下校時等における交通事故防止に一層の配慮をお願いいたします。

事故の原因(自転車乗車中)



2025年中 大阪府警察調べ

1 交通事故の特徴

中学生の交通事故は、自転車乗車中の交通事故の割合が増えており、中学生の交通事故全体の約7割を占めています。事故原因としては、安全不確認や動静不注視が多いことから、交差点通行時の左右の確認や他の通行車両の動きをよく確認し、安全運転を心掛けるよう指導をお願いします。

2 自転車安全利用五則の徹底

- 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

※ 令和5年4月1日から、自転車全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されていることに加え、自転車乗車中における交通事故死者の約5割が頭部に致命傷を負っていることから、保護者に対しても、生徒が自転車に乗車する際の乗車用ヘルメットの着用徹底を促してください。

3 夜間の交通事故防止

学校からの帰宅時等、夕暮れから夜間にかけての交通事故防止には「目立つこと」が重要です。自転車のライト点灯や反射材の活用により、より早く運転者に気付いてもらうことで交通事故に遭いにくくなります。

4 自転車保険の加入

大阪府自転車条例では、自転車保険の加入が義務化されています。自転車事故により、多額の損害賠償が生じることがありますので、万が一の交通事故に備え、自転車保険に加入することが重要です。

※ 大阪府下において、中学生が自転車で通行中に歩行者と衝突し、歩行者の方が亡くなる事故が発生しております。また、過去に大阪で、中学生(当時15歳)とその保護者が3,000万円の賠償責任を負ったという事例もあります。

5 自転車運転者講習制度(14歳以上が対象)

一定の危険行為(信号無視等の16項目)をして、3年以内に2回以上検挙され、又は交通事故を起こした自転車運転者は、公安委員会から自転車運転者講習(講習時間3時間、手数料6,150円)の受講を命ぜられます。

受講命令に従わなければ、5万円以下の罰金となります。

令和6年の法改正により、自転車のながらスマホ、酒気帯び運転の罰則が強化され、自転車運転者講習の対象となる『危険行為』に「携帯電話使用等」が追加され、15類型から16類型になりました。

6 特定小型原動機付自転車、ペダル付原動機付自転車の運転の禁止

大阪市内等で利用されているLuupなどの特定小型原動機付自転車や、ペダルを漕がずに自走できるペダル付原動機付自転車は、前者については16歳以上、後者については原付免許が必要となるので中学生は運転できず、無資格運転や無免許運転となります。

7 交通安全教育資料の掲載

大阪府警察ウェブサイト、「中高生のための自転車の交通事故防止」と題する交通安全教育資料を掲載しています。具体的には、大阪府下における自転車事故の特徴、自転車の交通ルール、自転車運転者講習制度、事故事例、自転車保険義務化(高額賠償責任事例)など、自転車の安全な乗り方等に関する内容となっていますので、是非ご活用ください。

8 交通安全教室の要請

最寄りの警察署交通課までお問い合わせください。

自転車運転者講習の対象となる危険行為16類型

別添4 (令和6年11月1日~)

<p>1 信号無視 道路交通法第7条</p>	<p>2 通行禁止違反 道路交通法第8条第1項</p>	<p>3 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反) 道路交通法第9条</p>	<p>4 通行区分違反 道路交通法第17条第1項、第4項、第6項</p>
<p>5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 道路交通法第17条の3第2項</p>	<p>6 遮断踏切立入り 道路交通法第33条第2項</p>	<p>7 交差点安全進行義務違反等 道路交通法第36条</p>	<p>8 交差点優先車妨害 道路交通法第37条</p>
<p>9 環状交差点安全進行義務違反等 道路交通法第37条の2</p>	<p>10 指定場所一時不停止等 道路交通法第43条</p>	<p>11 歩道通行時の通行方法違反 道路交通法第63条の4第2項</p>	<p>12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転 道路交通法第63条の9第1項</p>
<p>13 酒気帯び運転等 道路交通法第65条第1項</p>	<p>14 安全運転義務違反 道路交通法第70条</p> <p>ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為</p>	<p>15 携帯電話使用等 道路交通法第71条第5号の5</p>	<p>16 妨害運転 道路交通法第117条の2第1項第4号 等</p> <p>妨害運転</p>